

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

なお、本入札に係る契約の締結は、令和8年度予算が成立し、当該業務に係る予算示達がなされることを条件とします。

令和8年2月6日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関口 高士

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用する案件である。

なお、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出る事により紙入札で参加することができるものとする。

（1）件名

入札物件番号	物 件 の 名 称
第3号	北海道森林管理局庁舎保安警備業務

（2）業務内容 別紙仕様書のとおり

（3）業務場所 北海道森林管理局 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

（4）契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争参加資格

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の事情がある場合に該当する。

（2）令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』の『建物管理等各種保守管理』においてA、B又はCの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有すること。

（3）北海道森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（4）警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けているものであること。

（5）本業務の管理責任者として、警備業法第22条第2項に規定する「警備員指導教育責任者資格者証」を所持する者を配置すること。

(6) 保安警備業務を行う者は、「施設警備2級」以上の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上程度の者とする。

なお、開庁日午後4時から午後8時までの勤務者1名は、上記の者の指示に従って作業を行う能力を有している者とする。

(7) 保安警備業務又は受付業務を行う者のうち、「普通救命講習I」以上の講習を受講し、修了証の交付を受けている者を午前8時から午後8時までの時間は1名以上配置すること。

(8) 過去5カ年度以内の同種・同規模程度以上の業務実績（契約書の写し及び相手方担当課及び電話番号）を証明できる者であること。

(9) ア システムにより入札する場合

令和8年2月25日（水曜日）午後5時までに上記（2）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）の証明書類をシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。

イ システムにより入札できない場合

本公告に記載された資格を有していると認められる上記（2）の証明書類及び別添「紙入札参加届」を令和8年2月25日（水曜日）午後5時までに5の（1）イに示す場所に持参、電子メール、郵送により提出しなければならない。また、委任状がある場合も提出しなければならない。

3 入札の方法

(1) 入札書には物件番号・物件名を明瞭に記載すること。

(2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 契約条項及び北海道森林管理局競争契約入札心得を交付する場所並びに日時

(1) 掲載場所 北海道森林管理局のホームページ及びシステム上に入札公告の仕様書等

(2) 日 時 令和8年2月6日（金曜日）午前8時30分

～令和8年2月26日（木曜日）午前11時00分

※入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

[『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局競争契約入札心得』](#)

5 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期限 令和8年2月18日（水曜日）まで

持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

イ 提出場所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 総務企画部 経理課 企画係

電話 011-622-5217

メールアドレス : h_keiri@maff.go.jp

ウ 提出方法 書面の持参、電子メール、システム、又は郵送による（様式自由）。
郵送による場合は、受領期限必着とする。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年2月24日（火曜日）までに適宜、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

6 入札、開札の場所及び日時

(1) システムにより入札する場合

入札開始日 令和8年2月20日（金曜日）午前11時00分

入札締切 令和8年2月26日（木曜日）午前11時00分

締切後直ちに開札する。

(2) 紙入札の場合

下記日時まで持参、電子メール、郵送による入札を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するように、郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。

郵便により参加した者についても、再度の入札に参加できることとし、再度の入札日時は電話等で連絡する。

日 時 令和8年2月25日（水曜日）午後5時まで

送付先 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 総務企画部 経理課 企画係

メールアドレス : h_bid-contact@maff.go.jp

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

なお、本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

※ 電子メールによる入札書は、PDF ファイルとしてメールに添付するものとし、メール本文に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書」と記した上で送信すること。

なお、電子メールで送付する場合は、押印をせずに PDF ファイルにパスワードを付けて送付し、入札日当日（午前 9 時から締め切り時間まで）に上記 5（1）イへ電話でパスワードを知らせること。

※パスワードのかけ方

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/password-protect-pdf.html>

なお、本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる上記 2-（4）-イの書類を同時に提出する場合は入札書とは別メールにより、パスワードを付けない PDF ファイルとして添付すること。

7 入札保証金及び契約保証金 免除する。

8 落札者の決定方法

予決令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 契約にあたっては契約書を作成するものとする。

11 その他

- （1） 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。
- （2） 契約締結日は令和 8 年 4 月 1 日以降とするが、令和 8 年度予算成立が 4 月 1 日以降となった場合は予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。
- （3） システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- （4） システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

(5) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和6年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。
『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
。